

戸部小学校 PTA 規約

第1章 名 称

第1条 本会は戸部小学校 PTA と称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校および社会における児童の福祉を増進する。
2. 家庭および社会生活における市民の権利と義務に関する理解を促すため、保護者に対する成人教育を盛んにする。
3. 保護者と教職員との関係を緊密にし、児童の訓育ならびに心身の健全な発達をはかる。
4. 保護者並びに教職員の文化の向上をはかり、併せて国際親善につとめる。

第3章 方 針

第3条 本会は、教育を旨とする民主団体として活動し、営利的、宗派的、政治的に、関係を持ってはならない。

第4条 本会は目的を同じくする他の団体および機関と連絡、協力する。

第5条 本会は他のいかなる団体の支配、干渉を受けてはならない。

第6条 本会は教職員、校長および教育委員会と学校問題などについて討論し資料の提出はするが、学校の管理や教職員の人事、給与には一切干渉しない。

第4章 会 員

第7条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者、本校の校長および教職員とし、会員全て平等の権利と義務を有する。

第5章 役員および委員

第8条 本会には次の役員と委員を置く。

本部役員

1. 会 長 1名（保護者1名）
2. 副会長 2名（保護者2名）
3. 会 計 2名（保護者1名、教職員1名）
4. 書 記 2名（保護者1名、教職員1名）

ただし、必要に応じて本部役員を1名増員することができる。

委 員

1. 学年学級委員 各学年より3名程度
2. 広報委員 各学年より2名
3. 地区委員 各地区より若干名
4. 特別委員
 - (1) ふれあいの夕べ運営委員会 各学年より3名程度
 - (2) 常置委員 担当委員会より3名
本部より1名

第9条 役員（教職員を除く）および委員長任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠者の任期は前任者の残余期間とする。

第6章 役員及び委員の任務

第10条 役員および委員の任務は次のとおりである。

1. 会長は、総会および実行委員会の議長となり、各種委員会の委員長を任命し、かつ職責上各委員会に出席することができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合はその代理を務める。
3. 会計は、本会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し、総会において、会計監査の監査を経た決算報告をする。
4. 書記は、総会ならびに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
5. 学年学級委員は、学級を代表し、地区委員は、地区を代表して常任委員となり、各委員会の活動を行う。

第7章 集 会

第11条 本会の運営のため、次の集会を開く。

1. 総会 (1) 定期総会 (4月または5月、2月) (2) 臨時総会
2. 実行委員会
3. 各種常任委員会
4. 役員および会計監査候補者指名委員会
5. 予算委員会
6. 特別委員会

第12条 総会

1. 定期総会は、4月または5月、2月に開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 役員および会計監査の承認
 - (2) 決算および予算の承認
 - (3) 事業報告
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他重要事項の決定
2. 総会は、会員の5分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。
3. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、または会員の5分1以上の要求があった場合、その要求があった日から1か月以内に開かなければならない。

第13条 実行委員会

1. 実行委員会は、本会の役員、各常任委員の委員長および校長、副校長またはその代理によって構成される。
2. 実行委員会の任務は次のとおりである。
 - (1) 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討し、実行にうつす。
 - (2) 総会に提出する報告書を作成する。
 - (3) 必要ある場合に特別委員会を設ける。
 - (4) その他委員より委任された事務を処理する。
3. 実行委員会の開催は1学期1回以上とし、必要に応じて開くことができる。
4. 実行委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。

第14条 常任委員会

常任委員会は、それぞれの任務に従ってその活動を行うために、次の委員会を置くことができる。

1. 広報委員会
この会の事業ならびに活動状況を会員に知らせ、会員相互の連絡と親睦のために会報を発行し、必要に応じて地域社会ならびに関係諸機関および諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換につとめる。
2. 地区委員会
児童の校外生活指導に協力し、地域社会の教育的環境を整え学校、家庭間の諸連絡にあたる。
3. 学年学級委員会
教職員と密接な連絡をとり、児童の学校生活の向上について理解を深めるとともに、会務の諸連絡、会員相互の親睦を図る。

第15条 指名委員会

1. 指名委員会は、新年度の役員および会計監査候補者を選考し、総会にはかる。
2. 指名委員会は、被指名者の同意を得ておのおのの役員および会計監査の定員またはそれ以上の候補者をあげ、原則として総会の10日前までに全会員に通知する。
3. 指名委員会の構成は、各学年代表1名（保護者）、教職員代表2名によって構成し、委員の互選により委員長、副委員長、書記各1名をおく。なお、欠員を生じた場合は補充する。

第16条 予算委員会

1. 予算委員会は、新年度の予算案を作成し、実行委員会に提案する。
2. 予算委員会の委員は、役員および常任委員会の委員長および教職員代表2名によって構成され、委員の互選により委員長、副委員長、書記1名をおく。
3. 予算委員会は、この予算案が総会で承認されたときをもって任務を終了する。

第 17 条 特別委員会
この会の運営のために総会または実行委員会が必要と認めたときは特別委員会を置くことができる。

1. ふれあいの夕べ運営委員会
ふれあいの夕べの企画・運営を図る。
2. 常置委員会
西区 PTA 連絡協議会の年 3 回の委員研修会の運営・報告、横浜市 PTA 連絡協議会の事業・研修委員会、または広報委員会いずれかの委員として区の代表となり活動する。

第 18 条 校長、副校長は、学校管理ならびに教育上、各常任委員会または特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第 8 章 経 理

第 19 条 この会の経費は、会員その他の収入をもって支弁する。

第 20 条 会費は一世帯 600 円とし、12 ヶ月分会員はこれを負担する。
会員中特別の事情ある者は、会費を減額または免除することができる。

第 21 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 22 条 この会の決算は、会計監査の監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 23 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 会計監査

第 24 条 この会の経理を監査するために、2 名の会計監査を置く。

第 25 条 会計監査の任期は 1 年とし、1 年は再任を認める。補欠者の任期は前任者の残余期間とする。

第 26 条 会計監査の任務は次のとおりとする。

1. 経理の監査。
2. 総会に監査報告をする。

第 10 章 細 則

第 27 条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の決議を経て定める。

第 28 条 実行委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 11 章 改 正

第 29 条 この会の規約は、総会において出席者（委任状を含む）の過半数の賛成により改正することができる。ただし、改正案は総会の 1 週間前までにその内容を全会員に通告しなければならない。

付 則

1. 会長は、実行委員会の決議を経て、この会の規約施行に関する細則および内規を定めることができる。
2. この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日より改正施行する。
3. この規約は、平成 4 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
4. この規約は、平成 7 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
5. この規約は、平成 8 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
6. この規約は、平成 12 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
7. この規約は、平成 13 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
8. この規約は、平成 14 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
9. この規約は、平成 15 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
10. この規約は、平成 18 年 2 月 10 日より一部改正施行する。
11. この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
12. この規約は、平成 28 年 4 月 28 日より一部改正施行する。
13. この規約は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
14. この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
15. この規約は、令和 5 年 4 月 1 日より一部改正施行する。